

令和4年度 生徒募集要項



埼玉県立松山女子高等学校
〒355-0026 埼玉県東松山市和泉町2-22
TEL 0493 (22) 0251
FAX 0493 (21) 1247
<https://matsujo-h.spec.ed.jp/>

第1 募集人員及び出願資格

1 募集人員

全日制の課程 普通科 女子320人（転編入学者の募集人員2人を含む）

2 出願資格

出願資格は、次の（1）から（3）までのいずれかの条件を満たし、かつ、（4）に該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和4年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和4年度進級予定者は出願できない。

- （1）令和4年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- （2）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- （3）中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）
- （4）原則として保護者とともに県内に居住している者

第2 一般募集

1 出願資格

第1の「2 出願資格」に該当する者

2 出願手続

（1）出願書類

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

イ 入学選考手数料

入学志願者は、入学選考手数料（全日制の課程2,200円）として、「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類等の提出方法

原則として中学校ごとの郵送による出願とする。ただし、個人で出願する場合は次の通りとする。

○郵送する場合

【提出期間及び受付時間】

令和4年2月10日(木)を配達指定日とすること。

【提出方法】「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。

受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼ること。

この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

○持参する場合

【提出期間及び受付時間】

令和4年2月14日(月) 午前9時から正午まで及び
午後1時から午後4時30分まで
2月15日(火) 午前9時から正午まで

【受付場所】本校事務室

【提出方法】事務室に持参する。

この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

【提出期間】令和4年2月17日(木)から2月18日(金)まで

【受付時間】2月17日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月18日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、本校校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに持参により出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。

5 志願取消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出すること。

6 学力検査

(1) 志願者は、令和4年2月24日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「7 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

7 追検査

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を受検できなかった志願者は令和4年3月7日(月)に実施する追検査を受検することができる。

(2) 中学校長は、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を令和4年2月25日(金)正午までに提出し「追検査受検承認証」(様式17)及び「追検査受検者個人カード(様式A)」の交付を受けること。

(3) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語にはリスニングテストを含む。なお、追検査の会場は、原則として本校とする。

(4) 発表は、「追検査受検者個人カード(様式A)」に記載された電話番号に連絡する。

8 入学許可候補者の発表

(1) 日時・方法

- | | | |
|---|----|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 日時 | 令和4年3月4日(金) 午前9時ウェブ発表(午前10時に補足的に本校にて掲示発表) |
| 2 | 方法 | 入学許可候補者は、受検票を本校に持参し、本校校長から選抜結果通知書(様式7)及び必要書類を受け取る。なお、書類受領時間は午前9時から正午まで、及び午後1時から午後3時までとする。 |

(2) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

9 その他

新型コロナウイルス感染症防止対策に関する対応は、別に定める。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和4年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。

「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

令和4年2月24日（木）学力検査後に個人面接を行う。なお、追検査の受検を承認された志願者に対しては、原則として3月7日（月）に実施する。

第4 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集に併せて実施する。なお、募集人員は8人以内とし、全体の募集人員に含める。

2 出願資格

第1の「2 出願資格」を有する者で、かつ、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とする。

（1）日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

（2）日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和4年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の「2 出願手続」に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第2の2の（1）のAについては、「入学願書」（様式5）、受検票（様式5-2）とともに「海外在住状況説明書」（様式1-3）を本校校長に提出し「帰国生徒特別選抜証明書」（様式1-4）の交付を受けること。なお、受検票の備考欄に「帰国生徒特別選抜による出願を認める」と記載し、高等学校長印を押印することで「帰国生徒特別選抜証明書」に代える場合がある。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。なお、「自己申告書」（様式6）は提出することができない。

4 志願先変更

第2の「4 志願先変更」に準じる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の（1）については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」（様式1-4）を添付すること。

5 学力検査

第2の「6 学力検査」により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

6 面接

令和4年2月24日（木）学力検査後に個人面接を行う。なお、追検査の受検を承認された志願者に対しては、原則として3月7日（月）に実施する。